

# 長野県「一人ひとりの意思の決定と権利の行使を支えるための社会づくりファンド（通称ウィルサポファンド）」（取組開始：令和4年度～）

- ① [1] 法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す  
[2] 日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組
- ② 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組
- ③ [1] 寄付等による多様な主体の参画を促す取組  
[2] 支援困難事案に都道府県等が関与する取組
- 新** [1] 包括的な相談・調整窓口の整備  
[2] 総合的な支援パッケージを提供する取組

※令和4年度は、長野県が長野県社会福祉協議会に委託して事業を実施したが、令和5年度からは、公的な財源を用いずに長野県社会福祉協議会の独自事業として取り組んでいる。本スライドでは、長野県社会福祉協議会の独自事業としての最新の取組状況をまとめている。

## 対象地域

【面積】13,561.56km<sup>2</sup>  
 【人口】1,989,104人  
 【うち65歳以上】645,496人  
 【高齢化率】33.1%  
 ※令和6年10月1日現在

## 背景・経緯

### ○課題認識

- ・ 権利擁護支援が必要な方に対して受け皿の拡充が必要
- ・ 支援膠着状態等を未然に防ぐ取組が必要
- ・ 関係性注意事項として把握されている寄付申し出等があり、対応に苦慮するケースがある

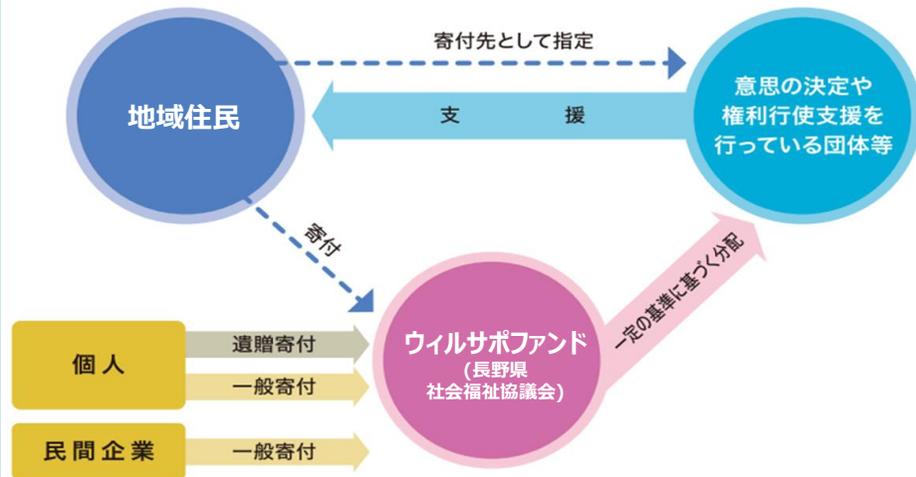
### ○解決方法

- ・ 寄付や遺贈を受け入れ、権利擁護支援団体に配分することで担い手の拡充を目指す
- ・ 本人の意思を尊重し、意思決定支援に取り組むことで支援膠着状態を予防する
- ・ 寄付当事者間に寄付受入・配分団体が関与することで、客観性や透明性を担保する

## 事業概要、実施スキーム

### 【事業概要】

意思の決定や権利行使の支援を行う県内の取組を応援するための寄付を募り、意思の決定や権利行使の支援を行っている県内の社会福祉法人、NPO法人、一般・公益法人等の取組に分配する。



## ステークホルダーの役割

### 【地域住民】（団体等から現在支援を受けている者）

- ・ 必要な支援を受けながら、地域で自分らしく暮らし続ける。
- ・ 意思表示ができなくなったり、身寄りの課題が生じる前の準備（終活、エンディングノート等）
- ・ 「お世話になっている団体等に寄付をしたい」という思いを元にした団体等への寄付。

### 【個人】（団体等からは支援を受けていない者）

- ・ 権利擁護支援の実践への理解や共感をもった、寄付行為
- ・ 意思表示ができなくなったり、身寄りの課題が生じる前の準備（終活、エンディングノート等）

### 【民間企業】

- ・ 権利擁護支援の実践への理解や共感をもった、寄付行為
- ・ 企業や団体活動における意思表示ができなくなったり、身寄りの課題が生じることの周知

### 【意思の決定や権利行使支援を行っている団体等】

- ・ 地域住民を対象とした意志決定や権利行使活動の実施
- ・ 寄付配分を受け、団体基盤の強化や新たな取組へのチャレンジ

### 【ウィルサポファンド】

以下の社会づくりの実現を目指し、寄付の受入・管理、配分希望団体の募集・配分、団体の取組結果の報告・周知を行う。

- ・ 高齢化と世帯の単身化が進むなか、認知症等の高齢者であっても、知的や精神的な障がいがあっても、判断能力の有無に関わらずその人らしく地域で生活できる社会づくり。
- ・ 身寄りがいないことを理由に、住居、医療、介護といった個人の命と暮らしに関わる権利が奪われてしまうことがないような社会づくり。

## 基本指標（令和6年4月～10月）

- 寄付受入実績件数：8件（個人7件、法人1件）
- 寄付金額：
  - ・金額総額：185,000円
  - ・金額の幅：1,000円～最大10万円
- 人員体制：社協の職員計3名にて体制構築
  - ・事務担当：2名（管理者、担当者）
  - ・会計担当：1名

## 工夫、配慮等

### <多様な主体への理解促進>

- ・ 使途指定の寄付の受入を通して市民や企業への理解促進に繋げることに成功した。

### <団体を指定した寄付の受け入れの仕組み>

- ・ 利益相反・関係性注意事項であっても、県社協が間に入って双方の意思や関係性を調査し、専門委員会で確認を経たうえで、その受け入れを実施することで、意思が不十分であってもその意思行使を支援することができるようになった。

### <透明性の担保>

- ・ 実態が不透明な団体も少なくないなか、寄付の受入や配分申請の団体や活動の情報を公開することで、団体等の透明性が担保される。

### <団体同士の比較>

- ・ 配分実績の公表が積み重なることで、団体同士の比較や自分の思いに沿った取組をしている団体を見つけやすくなる。

## 現状の課題、今後の展開

### 1 『権利擁護』をどのようにデザインするか

- ・ 「権利」という言葉がどこまで一般化しているのか。支援される当事者の気持ちに寄り添い、確認するためにはどうすれば良いか引き続き検討していく必要がある。

### 2 『寄付』を通して、何を実現したいのか

- ・ 判断能力の低下や社会的孤立により、権利が制限されることの無い社会へアプローチするための具体的な方法は引き続き検討が必要。

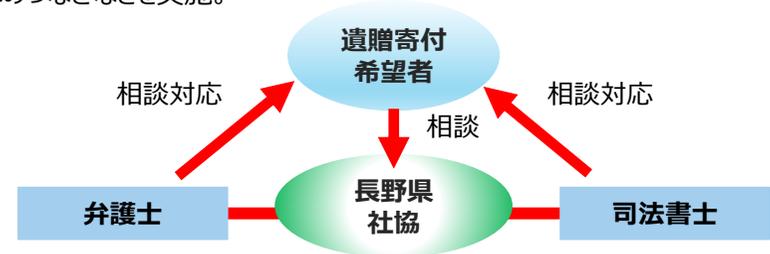
### 3 意思の決定や権利行使支援を行っている団体等への『評価』と『分配』

- ・ 今後、意思の決定や権利行使支援を行っている団体等を「評価」し、寄付金の「分配」を開始することを目指している。
- ・ そのために、「評価」および「分配」の詳細な仕組みづくりの検討が必要である。

## 遺贈寄付、団体指定寄付、関係性注意事項への対応

### ・ 遺贈寄付への対応

長野県社協内に本ファンドへの遺贈寄付に関する相談窓口を設置し、提携する弁護士、司法書士と連携しながら、遺言作成にあたっての初期相談に応じたり、身近な専門職へのつなぎなどを実施。



### ・ 団体指定寄付への対応

一般寄付及び遺贈寄付のいずれにおいても、寄付先が指定された場合にはその先の団体等に対してその寄付額を分配。その中でも、寄付者と団体の間に関与がある場合は、「関係性注意事項」として対応。



### ・ 関係性注意事項への対応

サービス等の提供にかかる利害関係団体等を指定する場合、「関係性注意事項」として対応し、専門委員会（第三者）にて確認を行う。

